

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院局事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与の額等) 第2条 職員の給与の額及び支給方法に関しては、別に定めるもののほか、 <u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）</u> 、 <u>職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）</u> 、 <u>職員の修学部分休業に関する条例（平成17年新潟県条例第8号）</u> 、 <u>職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年新潟県条例第3号）</u> 、 <u>職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号）</u> 及び <u>職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年新潟県条例第30号）</u> の例による。 2 （略）	(給与の額等) 第2条 職員の給与の額及び支給方法に関しては、別に定めるもののほか、 <u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）</u> 及び <u>職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）</u> の例による。 2 （略）

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。